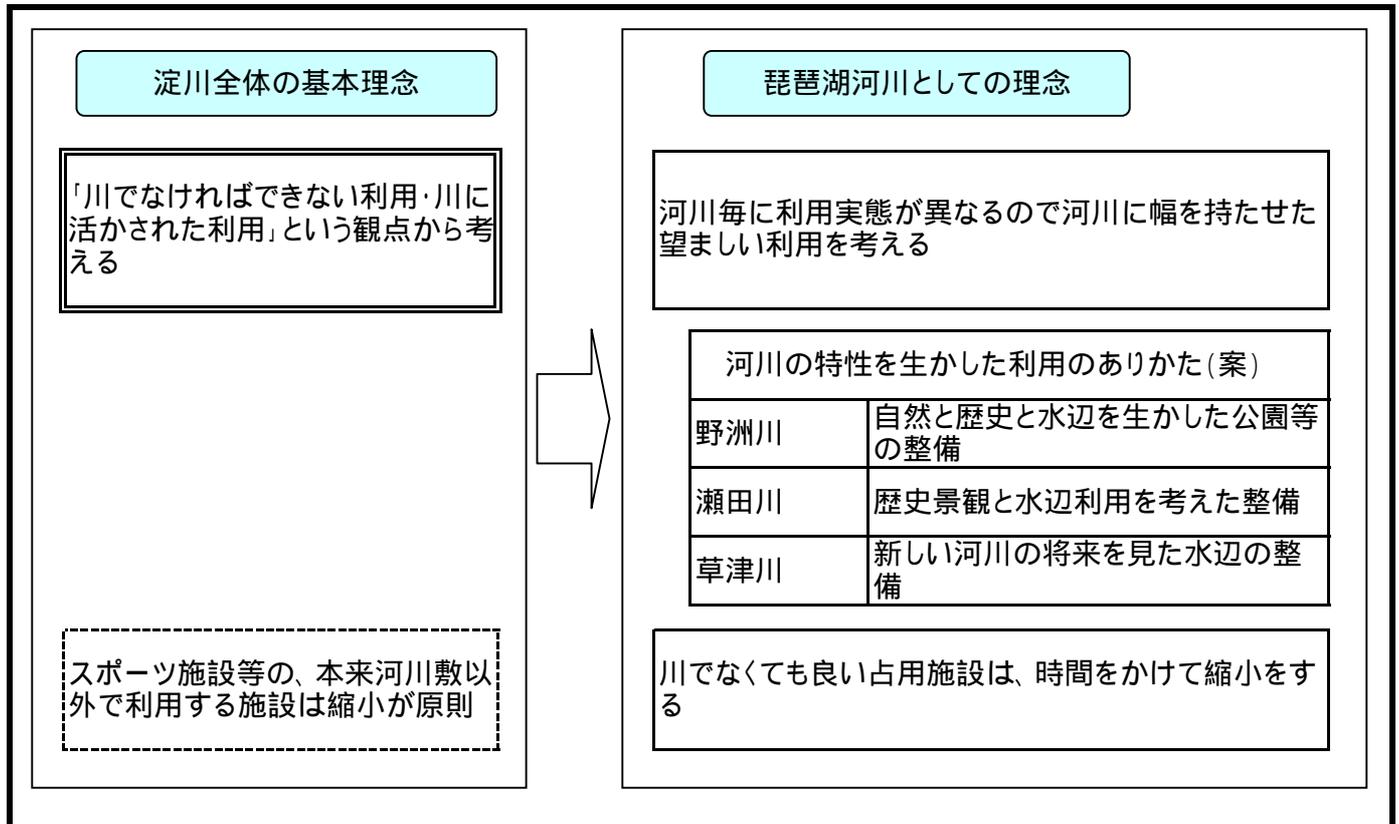


資料2 第6回河川保全利用委員会審議事項の整理表

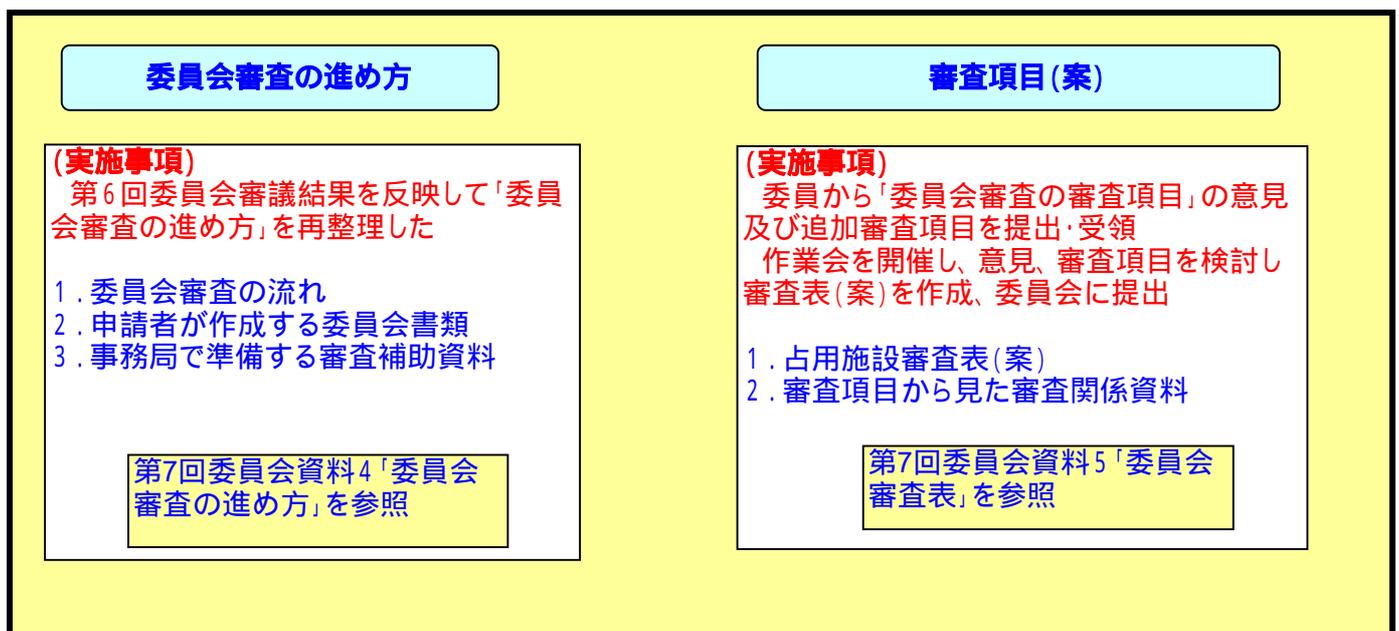
H17.10.14 第7回委員会
資料 - 2

審議事項	第6回河川保全利用委員会審議内容 (決定した事項並びに継続して検討する事項)	第6回から第7回までの検討結果	第7回河川保全利用委員会 審議内容	参考 (資料名)
1) 第6回委員会 議事骨子の確認	資料1 第5回委員会議事録および議事骨子を確認し、委員会で承認をした。	(不要)	(不要)	-
2) 第5回委員会 活動の整理事項	滋賀県の委員参加の件(継続審議) もう一度、滋賀県に他の条件を含めて参加の要請の働きかけをする。その結果で再度考えるということで進める。	-	口頭で状況報告する	-
	景観法との関連(参考資料) 道路デザイン指針が発刊された。河川デザイン指針(案)の検討が進んでおり発刊後に参考とする	-	-	-
3) 他の河川保 全利用委員会 の現状	桜つづみ事業(参考資料) 全国的に事例が多く、水辺のデザインの典型的なモデル事業である。桜つづみ事業の概要と効果をまとめてみる。	-	-	-
	河川管理者に寄せられた意見要望(内容確認) 淀川河川事務所の事例(発言者の公募、傍聴者の意見聴取の方法)を確認する	淀川河川事務所の状況をヒアリングした	口頭で状況報告する	-
4) 委員会審査 の進め方と提出 書類	対話集会の実施の扱い(決定事項) 必要があれば対話集会を開く扱いにする。「住民の意見を聴く」という事項を委員会の審議の中に入れておき、実施方法は絞り込まずに扱う。	占用許可手続きの流れに、意見を聞くステップをいれた		資料4 資料4補
	対話集会の実施主体(決定事項) 委員会と別の組織の形で河川管理者が主体となって対話集会を開催し、委員会に報告を受け審査の参考とする。	委員会審査の流れに対話集会は必要に応じ河川管理者が実施と記載した		資料4補
	占用許可制度の流れ(資料6右上の図) 申請者以外の住民意見の反映や対話集会の位置付けを明確にし、資料6の占用許可制度の流れに整理する	占用許可制度の流れを再整理した。		資料4 資料4補
	申請者の委員会出席時期(決定事項) 申請者に委員会の雰囲気を知ってもらう意味もあり、1回目の審査から出席を依頼する。	委員会審査の流れに、第1回審査から出席を求める事を記載した		資料4
	申請内容の説明者(決定事項) 委員会審査の第1回目の説明は河川管理者(事務局)が説明し、2回目の説明は申請者が説明する。	委員会審査の流れに、1回目審査2回目審査の説明者を明記した		資料4
5) 理念とガイド ラインの整理	委員会で使用する審査項目(継続審議) 委員から追加の審査項目及び意見を提出してもらい、作業会で審査項目(案)にまとめる。この結果を次回の委員会に提出する。	作業会(H17.9.29)で提出意見を審査項目(案)に整理した。審査項目から、申請者に作成してもらう書類を整理した。	審議項目(案)の審議をお願いする 審査書類の審議をお願いする	資料4 資料5 資料6
	審査の仕方(継続審議) 審査の評価結果をどうまとめるか(項目ごとに点数、デメリット評価、討論で結論など)を議論したが、委員会合意に至っていない。	審査表(案)のフォームを作成した	審議結果のまとめ方について審議をお願いする	資料5
5) 委員会の今 後のスケジュール	審査開始時期(継続審議) 申請の期限切れが起こらない形で審議のスケジュールを再検討する	今後の委員会スケジュールを作成した	スケジュールの審議をお願いする	資料7

(基本理念の整理)



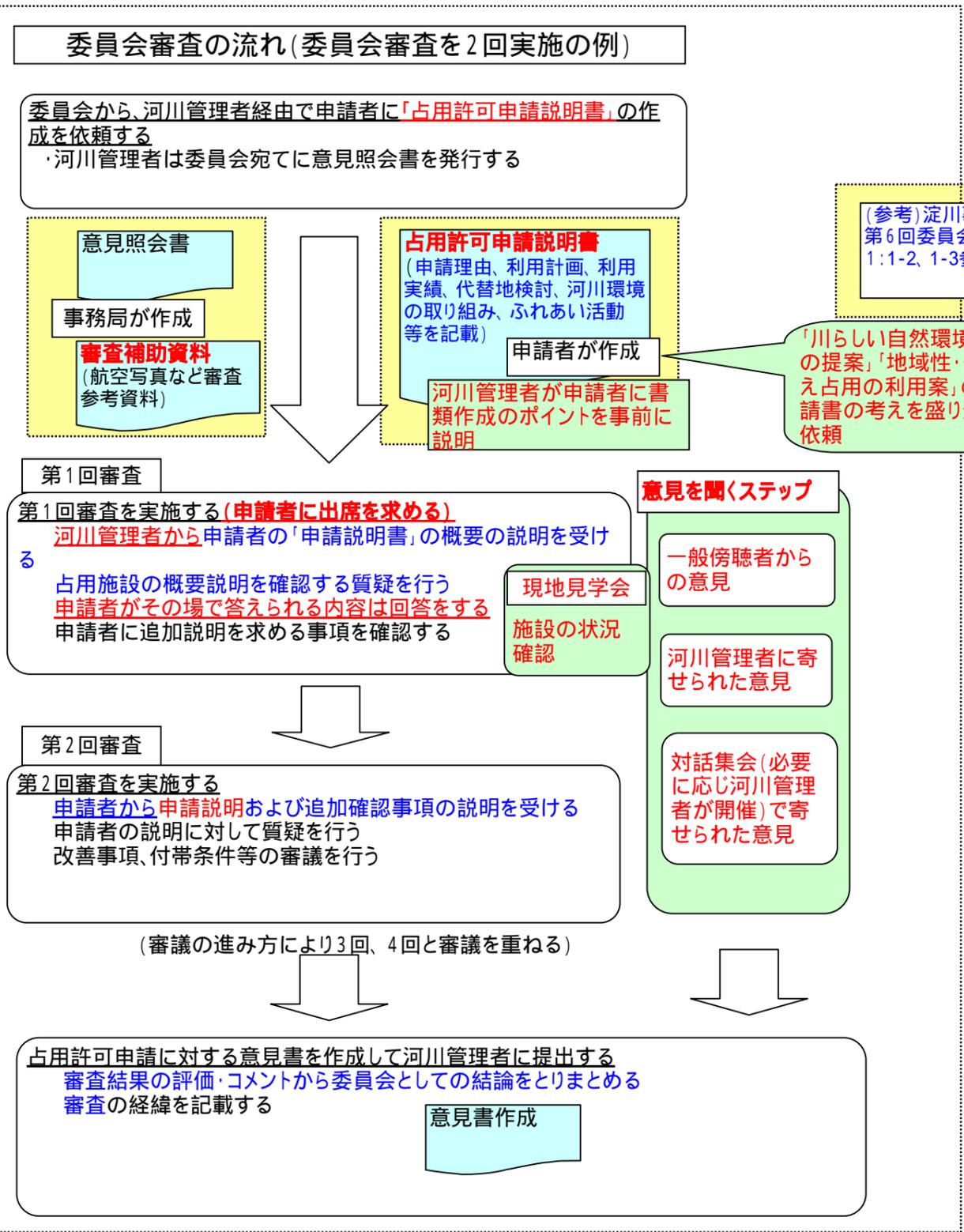
(ガイドラインの整理)



資料4 委員会審査の進め方

1. 委員会審査の流れ

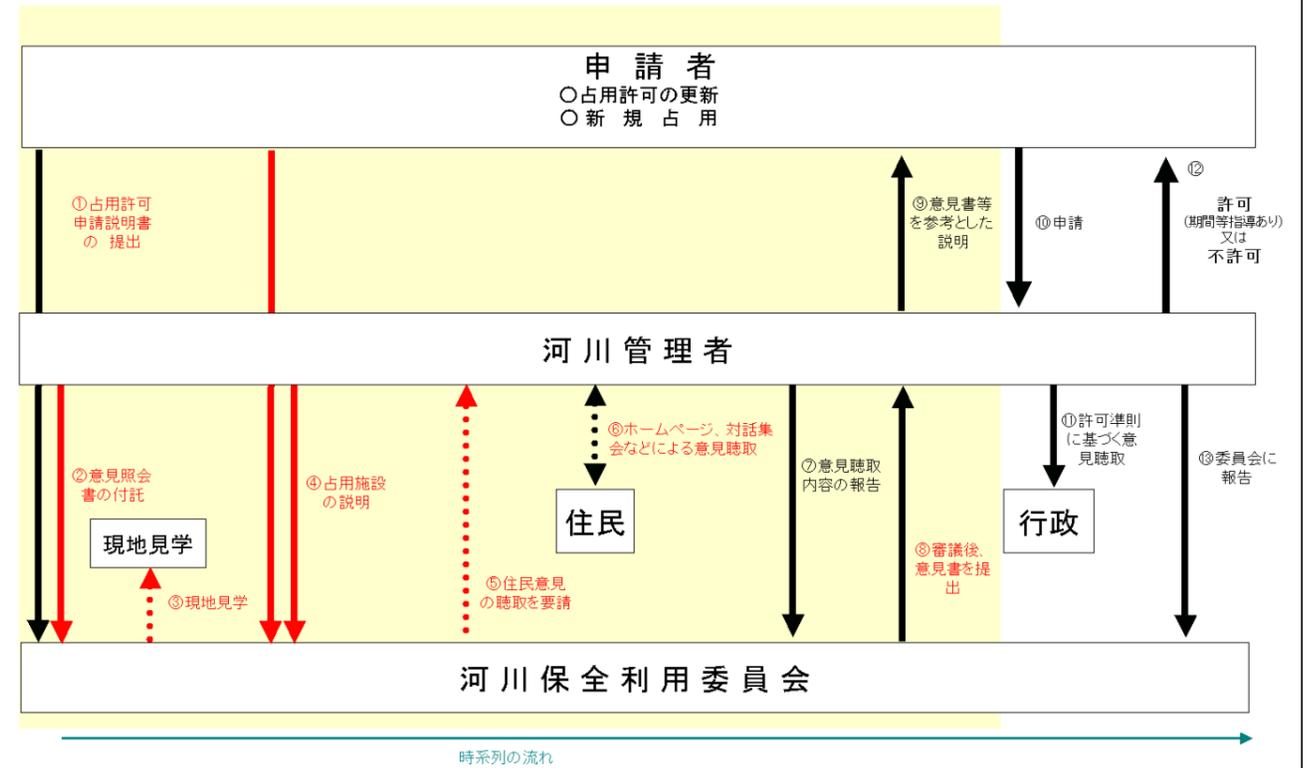
- (1) 申請(新規・継続)する場合、占用申請者に占用許可申請概要説明書の作成を依頼する
- (2) 占用申請者は、川らしい自然環境への提案を盛り込んだ説明書を作成する。
- (3) 委員会は、申請者に出席を求め、審査会を数回開催し、内容確認のうえ意見書を作成する



占用許可手続きの流れ(変更案)

H17.10.14 第7回委員会資料 - 4

【占用許可制度の流れ(公園等)】



2. 申請者が作成する委員会書類(案)

(占用許可申請説明書の例)

(ア) 申請理由	・設置の目的、必要となる理由、施設の経緯など
(イ) 利用計画	・自治体の全体計画、当該施設の位置付け・使い方など
(ウ) 利用実績	・地域共同利用実績、利用者数、利用者居住範囲など
(エ) 代替地検討	・提内地への施設転換の検討範囲など
(オ) 河川環境の取り組み	・景観確保、生態的連続性の確保など
(カ) ふれあい活動	・周辺住民のふれあい活動、川の自然観察活動など

3. 事務局で準備する審査参考資料

占用施設に応じ資料を準備

- 河川から見た占用施設の位置図
- 占用施設付近の河川の実測平面図
- 占用施設付近の河川の実測縦断面図
- 占用施設付近の河川の実測横断面図
- 航空写真(過去・現在)
- 周辺地形図(過去・現在)
- 整備事業計画(ふるさとの川・桜づつみ)
- 河川水辺の国勢調査
- 占用施設一覧表(許可期限・現況写真他)

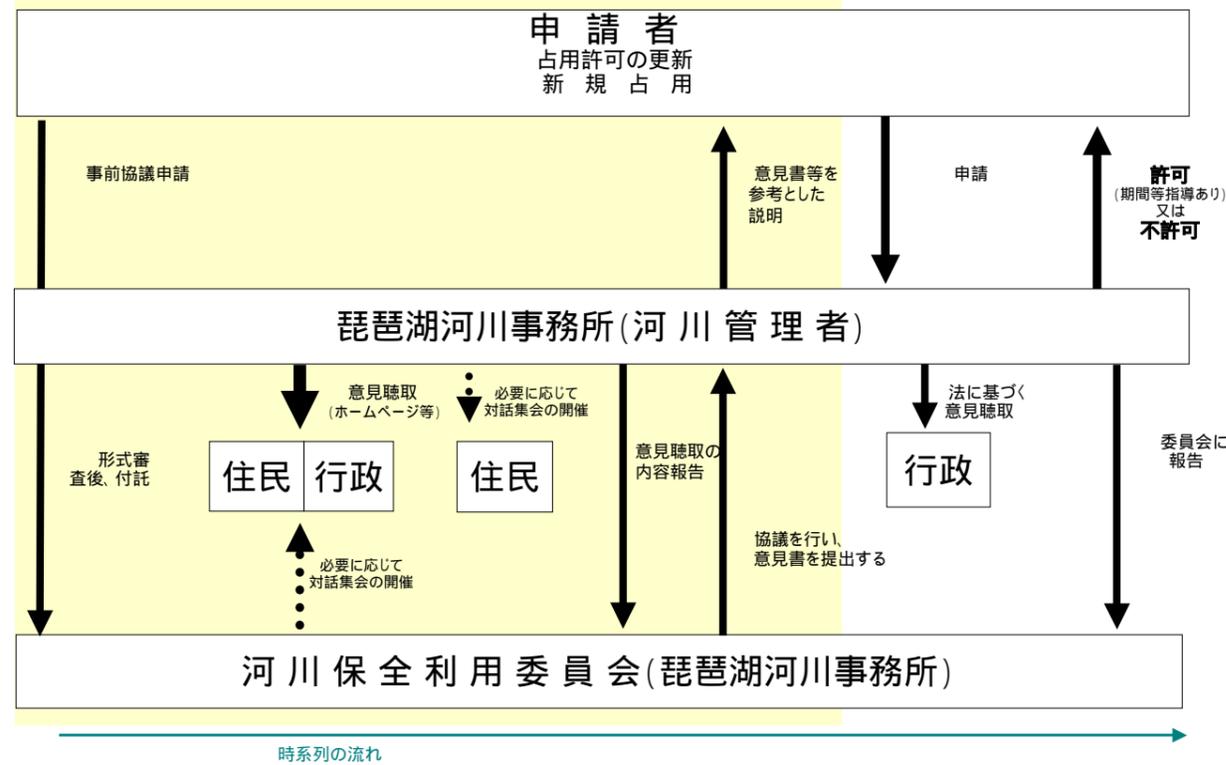
4. 審査対象とする占用施設

対象施設・・・河川保全利用委員会で審議して意見書を提出する対象施設は以下の内容とする

- 以下の河川法第24条の許可を必要とする施設とする
- 河川敷地占用許可準則第七条一項イから八までに掲げる施設
 - イ 公園、緑地又は広場
 - ロ 運動場等のスポーツ施設
 - ハ キャンプ場等のレクリエーション施設
- 河川敷地占用許可準則第七条八項に掲げる施設
 - イ グライダー練習場
 - ロ ラジコン飛行機滑空場
- その他河川管理者が必要と認めた施設

第1回河川保全委員会で説明した占用許可手続きの流れ(委員会ニュースvol.1で公開)

【占用許可制度の流れ(公園等)】



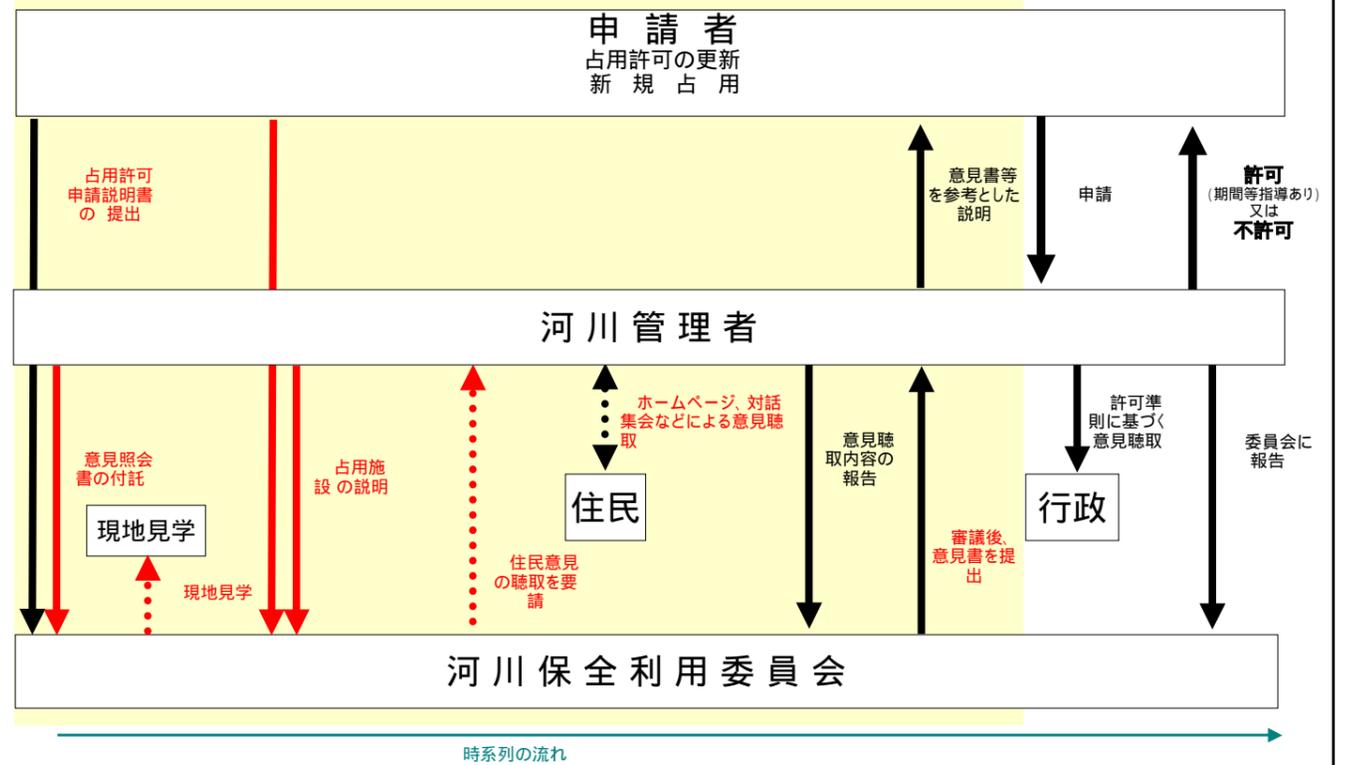
今後の占用許可手続きの流れ(資料)

対象となる公園等の面的占用については、今後は以下の占用許可手続きの手順で行なわれるものと考えます。

1. 占用許可の申請者(新規及び更新)が琵琶湖河川事務所(以下、「事務所」という)に**事前協議申請書**を提出します。
2. **事務所は、形式審査後河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)**(以下、「委員会」という)に付託します。なお、**形式審査とは書式審査及び河川管理上著しく影響があるかの判断を指します。**
3. **事務所**はホームページ等により**事前協議**案件について意見の聴取を行います。また**委員会及び事務所**は必要に応じて対話集会等を開催するものとします。
4. **事務所**は必要に応じて行われた対話集会等やホームページ等により集まった意見内容について委員会に報告します。
5. 委員会は**協議**を行って、**事前協議申請**案件に対しての委員会としての見解をまとめた意見書を作成し、**事務所**に**提案**します。
6. **事務所**は、意見書について申請者に説明を行います。
7. 申請者は上記説明を踏まえて、河川法に基づいた申請を事務所に行います。
8. **事務所**は河川法に基づいて自治体(関係市町)に最終の意見聴取を行います。
9. **事務所**は河川法に基づく許可(必要に応じて占用期間等短縮を行う場合もあり得ます)又は不許可の決定を行います。
10. **事務所**は委員会に対して、決定結果等の報告を行います。

占用許可手続きの流れ(変更案)

【占用許可制度の流れ(公園等)】



今後の占用許可手続きの流れ(資料)

対象となる公園等の面的占用については、今後は以下の占用許可手続きの手順で行なわれるものと考えます。

1. **河川管理者**(以下「**管理者**」という)は、占用許可の申請者(新規及び更新)に**占用許可申請説明書**の提出を依頼します。
2. **管理者は、意見照会書に占用許可申請説明書を添付し、河川保全利用委員会**(以下、「委員会」という)に付託します。
3. **委員会は、必要に応じて現地見学を行い施設状況の確認をします。**
4. **委員会は、管理者および申請者から占用施設の説明を受けます。**
5. 委員会は、必要に応じて、住民意見の**聴取を要請**します。
6. **管理者は、必要に応じて、ホームページ、対話集会などによる意見聴取を実施します。**
7. **管理者は、必要に応じて行われた対話集会等やホームページ等により集まった意見内容について委員会に報告します。**
8. 委員会は、**審査**を行って、**占用施設**案件に対しての委員会としての見解をまとめた意見書を作成し、**管理者に提出**します。
9. **管理者は、意見書等を参考にして申請者に説明を行います。**
10. 申請者は、上記説明を踏まえて、河川法に基づいた申請を**管理者**に行います。
11. **管理者は、河川敷地占用許可準則に基づいて自治体(関係市町)に最終の意見聴取を行います。**
12. **管理者は、河川法に基づく許可(必要に応じて占用期間等短縮を行う場合もあり得ます)又は不許可の決定を行います。**
13. **管理者は、委員会に対して、決定結果等の報告を行います。**

【今後の委員会運営、審議内容について(案)】

	委員会運営など全体事項	各河川の基本理念の検討	申請の諮問に対する審議	「河川利用指針(ガイドライン)の策定	その他、河川保全に関する意見提案
第1回委員会 (H16.11.7) 実施済み	委嘱状交付	各河川の現状説明 ・バウ-ポイント説明			
第2回委員会 (H16.12.15) 実施済み	河川管理者からの提示 ・河川敷地占用のあらまし ・基本理念、ガイドラインについて	各河川の現状説明 現地調査に向けての説明 ・歴史・回収・利用の現状 ・自然環境			
第3回委員会 (H17.1.19) 実施済み		現地調査 現地視察、感想会			
第4回委員会 (H17.2.16) 実施済み		望ましい河川とは 公園事例を基にした議論			必要に応じて随時提
第5回委員会 (H17.6.24) 実施済み		望ましい河川とは 新たな案件から見た議論			
第6回委員会 (H17.9.1) 実施済み		望ましい河川とは 他の河川事例から見た議論	審議の方向性検討 審議方法の検討 審査項目検討	「ガイドライン(案)」の検討 ・事前協議提出資料 ・審査のポイント 審査項目の公表 ガイドラインの公表	
第1回作業会 (H17.9.27) 実施済み			審査項目(案)の作成		
第7回委員会 (H17.10.14)			審議方法の検討・確認 審議項目(案)の審議 審議の進め方の確認		
第8回委員会 (H17.11月下旬)			審議方法の成案 審議方法決定		
第9回委員会 (H18.1月中旬)			個別案件の審議(1) 申請者からの説明・審議		
第10回委員会 (H18.2月下旬)			個別案件の審議(2) 意見書案の検討 意見書答申		